

杉並区告示第 367 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記の者を指定公金事務取扱者に指定し、杉並区日常生活用具給付等事業の手数料の徴収事務を委託する。

令和 8 年 8 月 24 日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 受託者

株式会社アテックス

代表取締役 原島 恵子

2 指定日及び委託日

指定日 令和 8 年 8 月 24 日

委託日 令和 8 年 8 月 24 日

3 連絡先

杉並区保健福祉部障害者施策課 電話 03-3312-2111 内線 1175